

## 川俣町イメージキャラクター利用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川俣町（以下「町」という。）が定めたイメージキャラクターのデザイン及び名称の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、川俣町イメージキャラクターとは、町が定めたイメージキャラクターの基本デザイン（別図）及び町長が別に定めるその展開デザインのことを指し、名称は「小手姫様」とする。

(利用許諾申請)

第3条 イメージキャラクターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、川俣町イメージキャラクター利用許諾申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長へ提出し、その許諾（以下「利用許諾」という。）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町及び町職員がその業務の目的で利用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育の目的で利用するとき。
- (3) 報道機関が町の広報を行う目的で利用するとき。
- (4) その他、町長が適当と認めるとき。

2 前項の申請書には、イメージキャラクターを利用しようとする事業の企画書及びキャラクターを利用した見本、原稿その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(利用許諾)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許諾するものとする。

- (1) 町の品位を傷つける恐れがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用すると認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適切な利用と認めたとき。

2 町長は、前項の規定による申請に対し、その可否を決定したときは、川俣町イメージキャラクター利用許諾通知書（様式第2号）又は川俣町イメージキャラクター利用非許諾通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、前項の許諾に際し、利用条件を付すものとする。

(利用料)

第5条 イメージキャラクターの利用料は無料とする。

(利用許諾期間)

第 6 条 利用許諾期間は、許諾日から起算して 1 年を経過する日以降の最初の 3 月 31 日までを限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

(利用上の遵守事項)

第 7 条 利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標登録出願は行わないこと。
- (2) 利用許諾を受けた目的及び用途にのみ利用し、町長が指示する利用条件に従うこと。
- (3) 定められた色、形状等を正しく利用すること。
- (4) イメージキャラクターの印象を損なうデザイン又は彩色の変更はしないこと。
- (5) 利用者は、この利用許諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転売しないこと。
- (6) イメージキャラクターの二次創作物（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 11 号に規定する二次創作物をいう。）の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は町に帰属する。
- (7) イメージキャラクターを利用して作成した商品等は、完成後速やかに町に提出すること。ただし、商品の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって代えることができる。

(変更申請)

第 8 条 利用者が、利用許諾をされた内容について変更しようとするときは、あらかじめ川俣町イメージキャラクター利用変更許諾申請書（様式第 4 号）を町長へ提出し、その許諾を得なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請に対し、その可否を決定したときは、川俣町イメージキャラクター利用変更許諾通知書（様式第 5 号）又は川俣町イメージキャラクター利用変更非許諾通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、前項の許諾に際し、利用条件を付すものとする。

(利用許諾の取り消し)

第 9 条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、イメージキャラクターの利用許諾を取り消し、又は利用許諾に係る物件（以下「利用物件」という。）の利用を中止させるものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項各号いずれかに該当したとき。
- (2) 第 7 条各号いずれかに該当したとき。
- (3) 第 8 条第 3 項の条件に違反したとき。
- (4) その他、町長が特に必要と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により取り消し、又は中止させるときは、川俣町イメージキャラクター（利用許諾取り消し・利用中止）通知書（様式第 7 号）により、利用者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による取り消し又は中止を受けた者（以下「取消者」という。）は、利用物件を利用してはならない。

4 町長は、必要があると認めるときは、取消者に対して利用物件の回収を求めるものとする。

5 町長は、取消者が許諾を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任の一切を負わない。

6 第1項各号いずれかに該当する行為をした者は、当該行為により町に生じた損害を賠償しなければならない。

(責任の制限)

第10条 利用者がイメージキャラクターを利用した事によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第11条 イメージキャラクターの利用に関する庶務は、産業課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、イメージキャラクターの利用に関して必要な事項はその都度、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）



川俣町イメージキャラクター  
小手姫様（おてひめさま）